

安全衛生

Data Plus

令和8年度版

STAY



SAFE !

岐阜労働局

～ 目 次 ～

はじめに	…P1
------	-----

統 計 関 係

1	岐阜県内における労働災害発生状況	…P2
2	業種別労働災害発生状況	…P3
3	令和7年 事故の型別労働災害発生状況	…P4
4	令和7年 起因物別労働災害発生状況	…P5
5	一般定期健康診断実施結果	…P6
6	一般定期健康診断の実施と事後措置の概要	…P7
7	特殊健康診断実施結果	…P8
8	業務上疾病の発生状況	…P9

災 害 発 生 事 例

9	令和7年 死亡災害事例	…P10
---	-------------	------

安全衛生管理活動

10	職場の安全衛生管理活動について	…P12
----	-----------------	------

安全衛生関係情報

11	墜落災害の防止について	…P14
12	転倒災害の防止について	…P15
13	高年齢労働者の労働災害の防止について	…P16
14	熱中症対策について	…P17
15	交通労働災害の防止について	…P19
16	荷役作業における労働災害の防止について	…P19
17	メンタルヘルス対策について	…P20
18	事業場における治療と仕事の両立支援	…P20

関 係 機 関

19	各種免許・技能講習等実施機関等名簿	…P21
20	作業環境測定実施機関名簿	…P22
21	特定自主検査実施業者について	…P23

そ の 他

22	安全衛生管理に関する自主点検について	…P23
23	岐阜労働局・各労働基準監督署のご案内	…P23

はじめに

令和7(2025)年における岐阜県内の労働災害の発生状況(新型コロナウイルス感染症によるものを除く。)は、死亡者数が6人と前年に比べて10人減少し、休業4日以上之死傷災害は2,247人と前年に比べて45人(2.0%)減少となりました。

主な業種別では、製造業が733人(前年比2.1%減)、建設業が222人(同7.1%減)、運送業が209人(同15.0%減)、林業が46人(同9.5%増)、商業が359人(同10.1%増)、保健衛生業が250人(同2.5%増)等となっています。

令和5(2023)年度からは第14次労働災害防止推進計画を展開し、以下のアウトプット目標の達成に向けた取組を行うことで、

死亡災害については、令和4(2022)年と比較して、令和9(2027)年までに5%以上減少させる

死傷災害については、令和3(2021)年までの増加傾向に歯止めをかけ、令和9(2027)年までに減少に転じさせることを目指します。

そのためには、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて、職場における安全衛生管理体制や、安全衛生教育の在り方等について見直しや充実を図っていくことが重要な課題となっています。

また、労働衛生関係では、岐阜県内の定期健康診断結果における有所見率は5割を超え、増加傾向にあります。さらに、脳・心臓疾患につながる血中脂質・血圧などの検査項目の有所見率が高くなっており、健康診断実施後の事後措置、保健指導の充実が望まれます。

令和8年4月

岐阜労働局

第14次労働災害防止推進計画の概要(アウトプット指標)

1 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 転倒災害対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

2 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

3 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに70%以上とする。

4 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。
- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに95%以上とする。
- ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

5 労働者の健康確保対策の推進

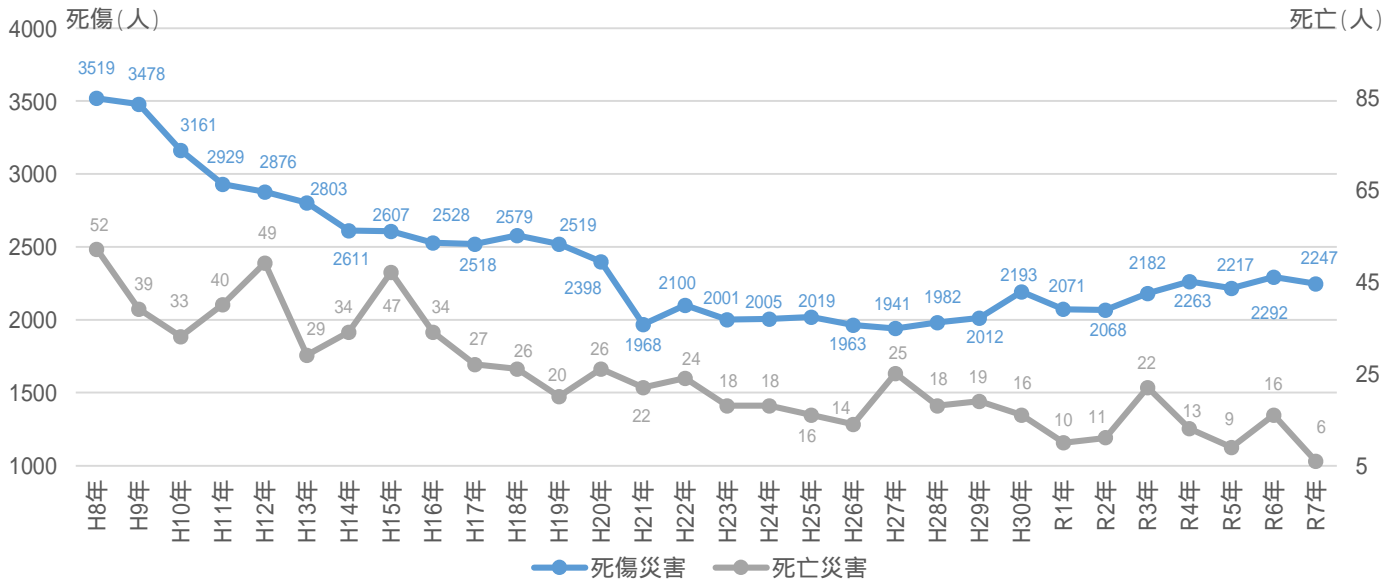
- ・ 事業場における年次有給休暇の取得率を2027年までに70%以上とする。
- ・ 勤務間インターバル制度を導入している事業場の割合を2027年までに15%以上とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・ 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

6 化学物質等による健康障害防止対策の推進

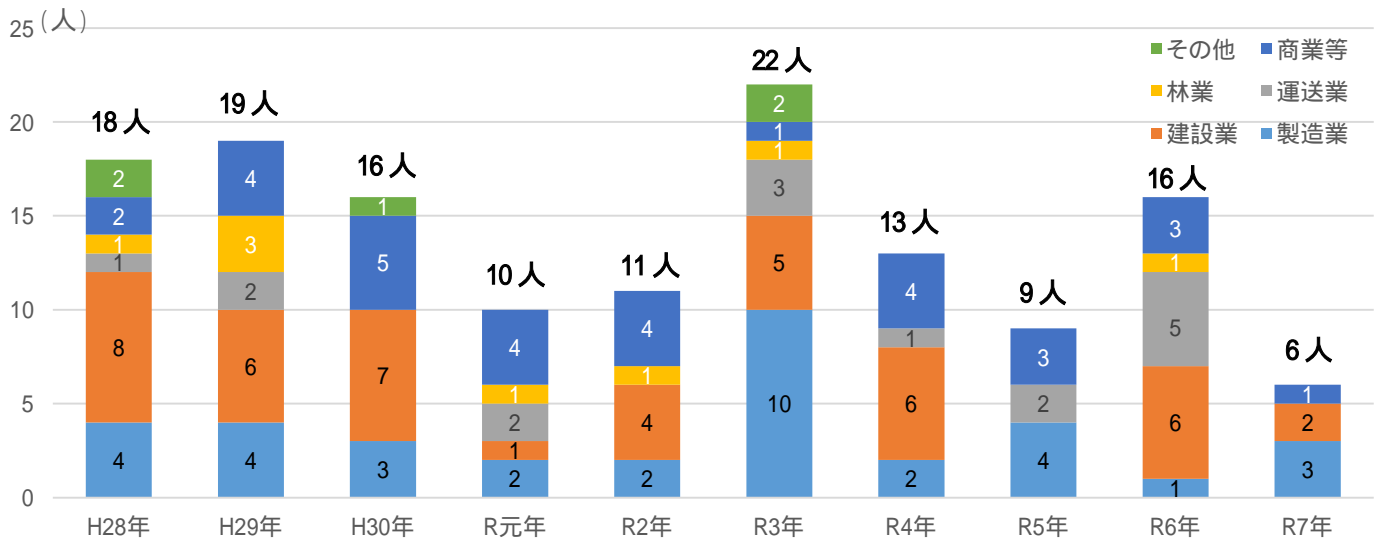
- ・ 危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・ 危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

1 岐阜県内における労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)

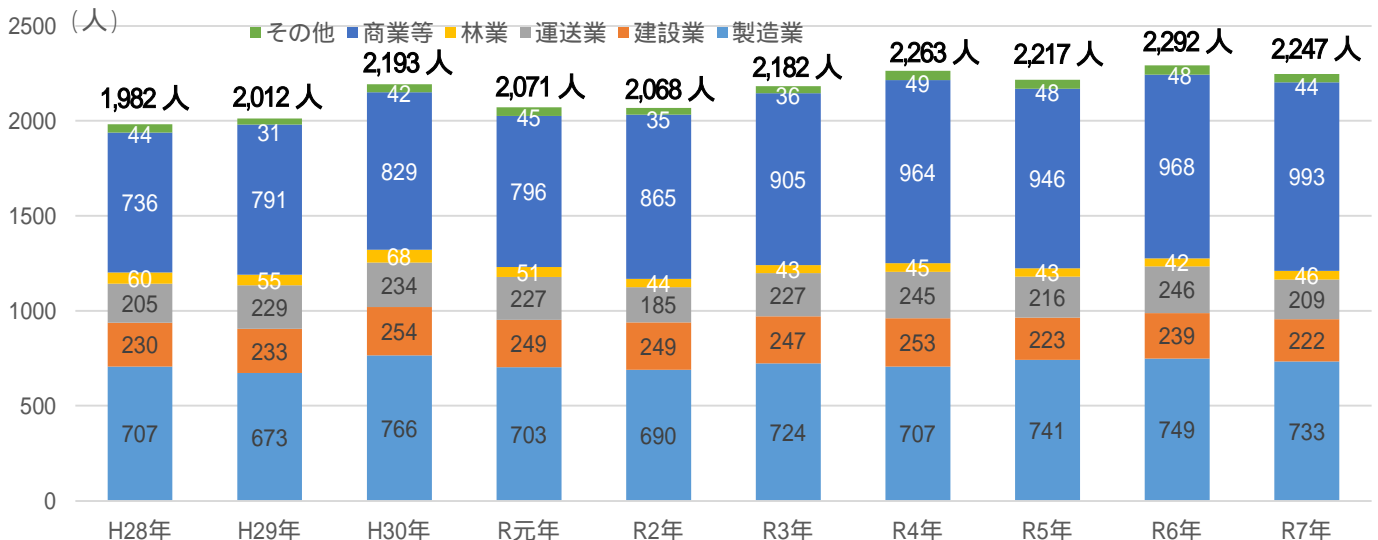
死傷災害の推移(平成8年～令和7年)



業種別死亡災害の推移(平成28年～令和7年)



業種別休業4日以上之死傷災害の推移(平成28年～令和7年)



2 業種別労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)

業種	年別	令和7年	令和6年	対前年比		構成比
				増減数	死傷者増減率	
全産業		2,247 (6)	2,292 (16)	-45 (-10)	-2.0%	100.0%
製造業		733 (3)	749 (1)	-16 (2)	-2.1%	32.6%
食料品		151 (0)	131 (0)	20 (0)	15.3%	6.7%
繊維工業		15 (0)	21 (0)	-6 (0)	-28.6%	0.7%
衣服その他の繊維製品		6 (0)	5 (0)	1 (0)	20.0%	0.3%
木材・木製品		26 (0)	32 (0)	-6 (0)	-18.8%	1.2%
家具・装備品		23 (0)	18 (0)	5 (0)	27.8%	1.0%
パルプ・紙・紙加工品		34 (0)	31 (0)	3 (0)	9.7%	1.5%
印刷・製本業		3 (0)	11 (0)	-8 (0)	-72.7%	0.1%
化学工業		54 (1)	80 (0)	-26 (1)	-32.5%	2.4%
窯業土石製品		77 (1)	84 (0)	-7 (1)	-8.3%	3.4%
鉄鋼業		10 (0)	14 (0)	-4 (0)	-28.6%	0.4%
非鉄金属		17 (0)	7 (0)	10 (0)	142.9%	0.8%
金属製品		101 (0)	115 (1)	-14 (-1)	-12.2%	4.5%
一般機械器具		44 (1)	64 (0)	-20 (1)	-31.3%	2.0%
電気機械器具		26 (0)	27 (0)	-1 (0)	-3.7%	1.2%
輸送用機械等		81 (0)	56 (0)	25 (0)	44.6%	3.6%
電気・ガス・水道業		6 (0)	2 (0)	4 (0)	200.0%	0.3%
その他の製造業		59 (0)	51 (0)	8 (0)	15.7%	2.6%
鉱業		6 (0)	10 (0)	-4 (0)	-40.0%	0.3%
建設業		222 (2)	239 (6)	-17 (-4)	-7.1%	9.9%
土木工事業		85 (2)	75 (3)	10 (-1)	13.3%	3.8%
建築工事業		84 (0)	121 (1)	-37 (-1)	-30.6%	3.7%
木造家屋建築工事業		27 (0)	30 (0)	-3 (0)	-10.0%	1.2%
その他の建設業		53 (0)	43 (2)	10 (-2)	23.3%	2.4%
運送業		209 (0)	246 (5)	-37 (-5)	-15.0%	9.3%
陸上貨物運送事業		193 (0)	225 (5)	-32 (-5)	-14.2%	8.6%
農林・畜産・水産業		84 (0)	80 (1)	4 (-1)	5.0%	3.7%
林業		46 (0)	42 (0)	4 (0)	9.5%	2.0%
商業等の事業		993 (1)	968 (3)	25 (-2)	2.6%	44.2%
商業		359 (0)	326 (2)	33 (-2)	10.1%	16.0%
小売業		259 (0)	244 (1)	15 (-1)	6.1%	11.5%
金融広告業		14 (0)	21 (0)	-7 (0)	-33.3%	0.6%
映画・演劇業		0 (0)	0 (0)	0 (0)		0.0%
通信業		51 (0)	36 (0)	15 (0)	41.7%	2.3%
教育研究		27 (0)	27 (0)	0 (0)	0.0%	1.2%
保健衛生業		250 (0)	244 (0)	6 (0)	2.5%	11.1%
社会福祉施設		183 (0)	193 (0)	-10 (0)	-5.2%	8.1%
接客娯楽		146 (0)	145 (0)	1 (0)	0.7%	6.5%
旅館業		29 (0)	36 (0)	-7 (0)	-19.4%	1.3%
飲食店		65 (0)	67 (0)	-2 (0)	-3.0%	2.9%
ゴルフ場		29 (0)	25 (0)	4 (0)	16.0%	1.3%
清掃・と畜業		73 (1)	81 (0)	-8 (1)	-9.9%	3.2%
官公署		5 (0)	1 (0)	4 (0)	400.0%	0.2%
その他の事業		68 (0)	87 (1)	-19 (-1)	-21.8%	3.0%

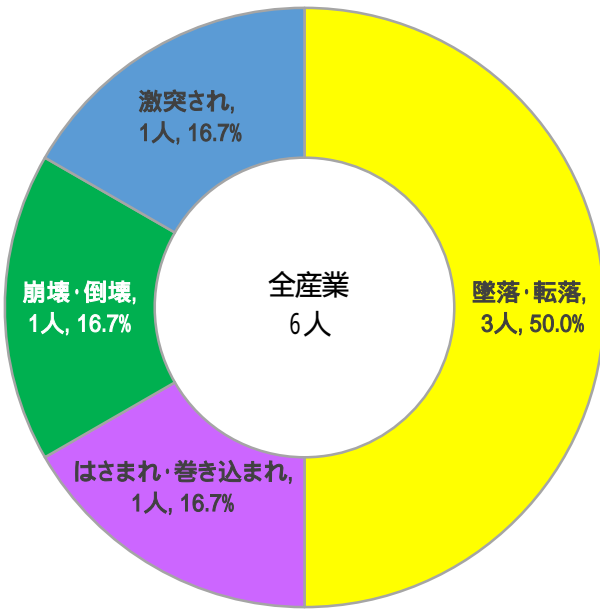
労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数を集計したものです。カッコ書きの数値は死亡者数を内数で示しています。

死亡者数は、全業種で6人と前年比10人(62.5%)の減少、休業4日以上死傷災害は、全業種で2,247人と前年比45人(2.0%)の減少となりました。業種別に見ると死亡者数は製造業が全体の半数を占め、休業4日以上死傷災害は主に林業、商業、保健衛生業等、第三次産業を中心に増加しました。

労働災害の発生による労働者の休業が人員不足につながり、人員不足がさらなる労働災害の発生を招くおそれがあることから、労働者が安心して安全に働くことのできる職場環境を実現できるよう、実効ある災害防止対策が必要です。

3 令和7年 事故の型別労働災害発生状況 (新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)

事故の型別労働災害発生状況(全産業、死亡災害)



全産業における令和7年の事故の型別死亡災害発生状況を見ると、「墜落・転落」が最多となりました。

「墜落・転落」では高所等で作業を行うにあたって、墜落制止用器具の使用、保護帽の着用等、必要な墜落防止措置が講じられていなかった事例が複数認められます。

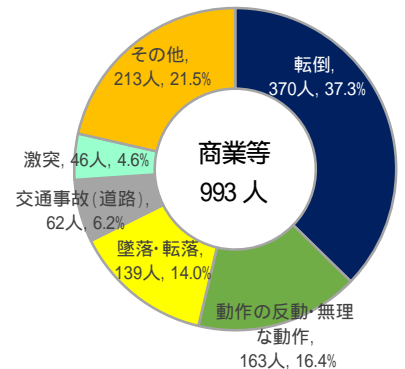
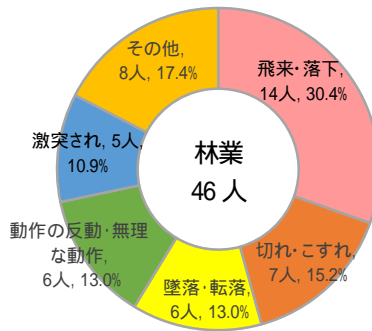
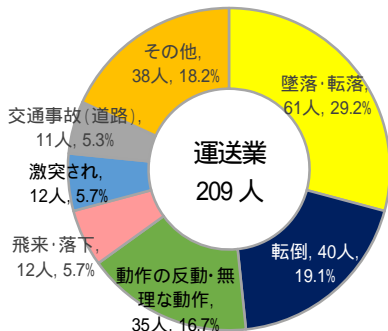
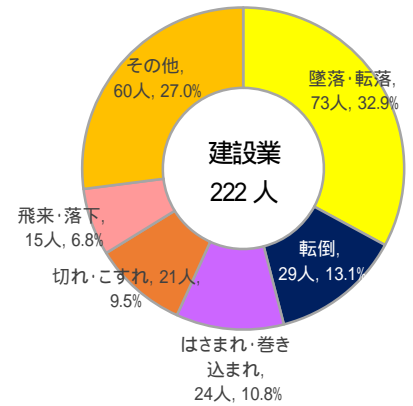
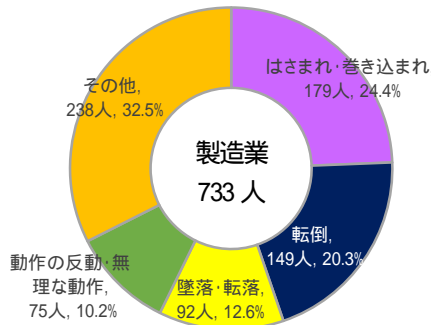
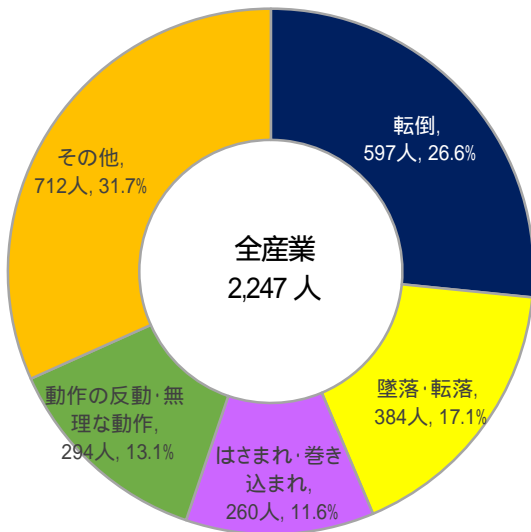
「崩壊・倒壊」では構造物が倒壊するリスクを想定し、作業を行っていなかったものです。

～事故の型とは～

傷病を受けるもとなった起因物が関係した現象のことをいいます。例えば、機械修理中に手を挟まれた場合は「はさまれ・巻き込まれ」に、フォークリフト等にはねられた場合は「激突され」に分類します。業種別の傾向を見ると、その産業が有する危険性の特徴が明らかになります。

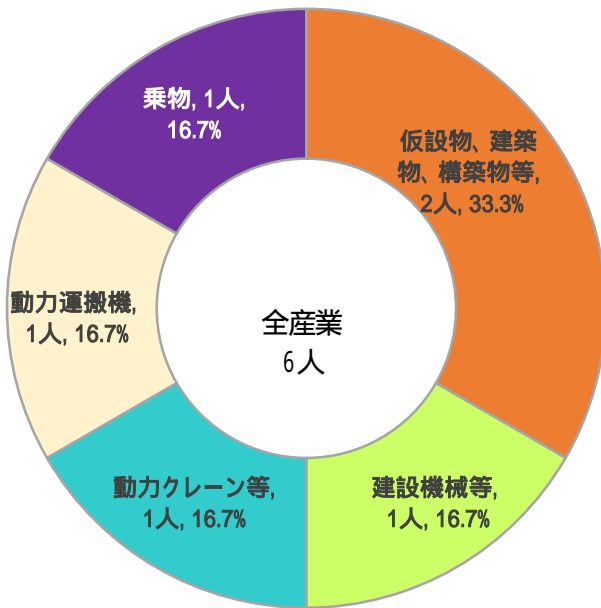
事故の型別労働災害発生状況(全産業及び業種別、休業4日以上死傷災害)

全産業では「転倒」が最も多く発生しています。主な業種別にみると、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」、建設業・運送業では「墜落・転落」、林業では「飛来・落下」、商業等では「転倒」が高い割合を占め、このような傾向は、経年的に大きく変わりません。



4 令和7年 起因物別労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)

起因物別労働災害発生状況(全産業、死亡災害)



全産業における令和7年の起因物別死亡災害発生状況を見ると、「仮設物、建築物、構築物等」で複数名発生し、橋梁、擁壁等が該当します。また、「建設機械等」、「動力クレーン等」、「動力運搬機」、「乗物」はそれぞれ、トラクターショベル、トラッククレーン、トラック、乗用車が該当し、これら进行操作するオペレータが被災しました。

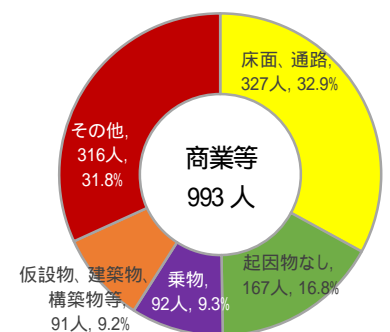
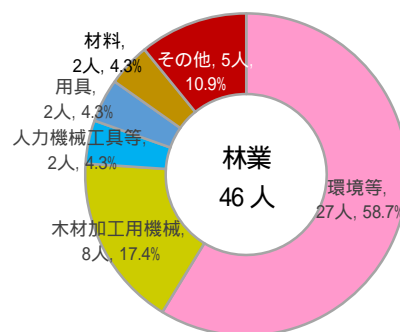
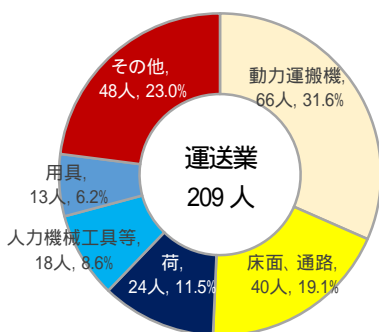
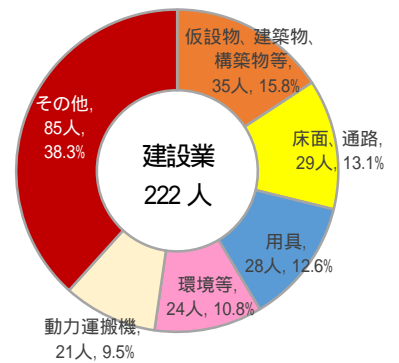
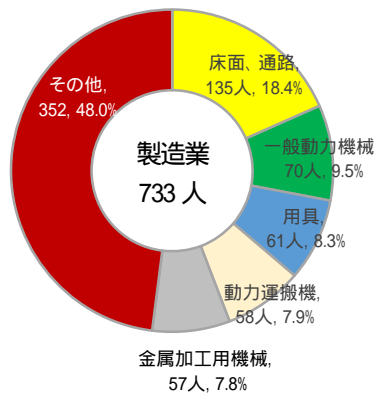
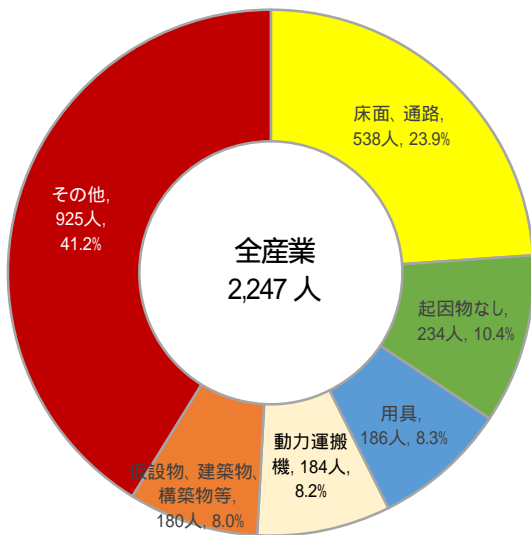
～起因物とは～

災害をもたらすもととなった機械、装置やその他の物又は環境等をいいます。災害をもたらす直接の物はいわゆる「加害物」であって、これが常に起因物とは限りません。例えば通路で足を滑らせて転倒し、置かれていた木箱に頭部をぶつけた場合は、起因物が通路で加害物が木箱となります。

令和7年1月から起因物の分類において、「床面、通路」が「仮設物、建築物、構築物等」から独立して分類されました。

起因物別労働災害発生状況(全産業及び業種別、休業4日以上死傷災害)

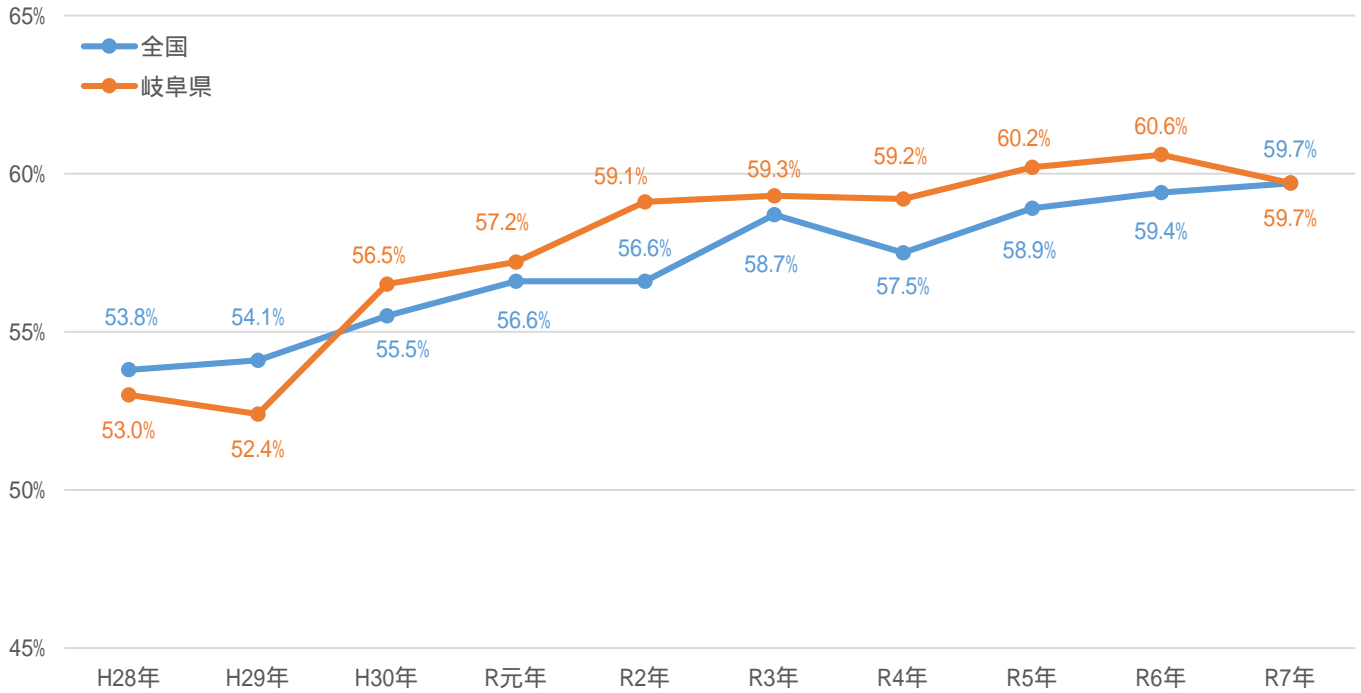
山中等自然環境の中での作業が主となる林業を除く多くの業種で「床面、通路」が起因物となる労働災害が発生しています。また、商業等を除く多くの業種で「用具」、「動力運搬機」等が起因物となる労働災害も散見されます。



5 一般定期健康診断実施結果

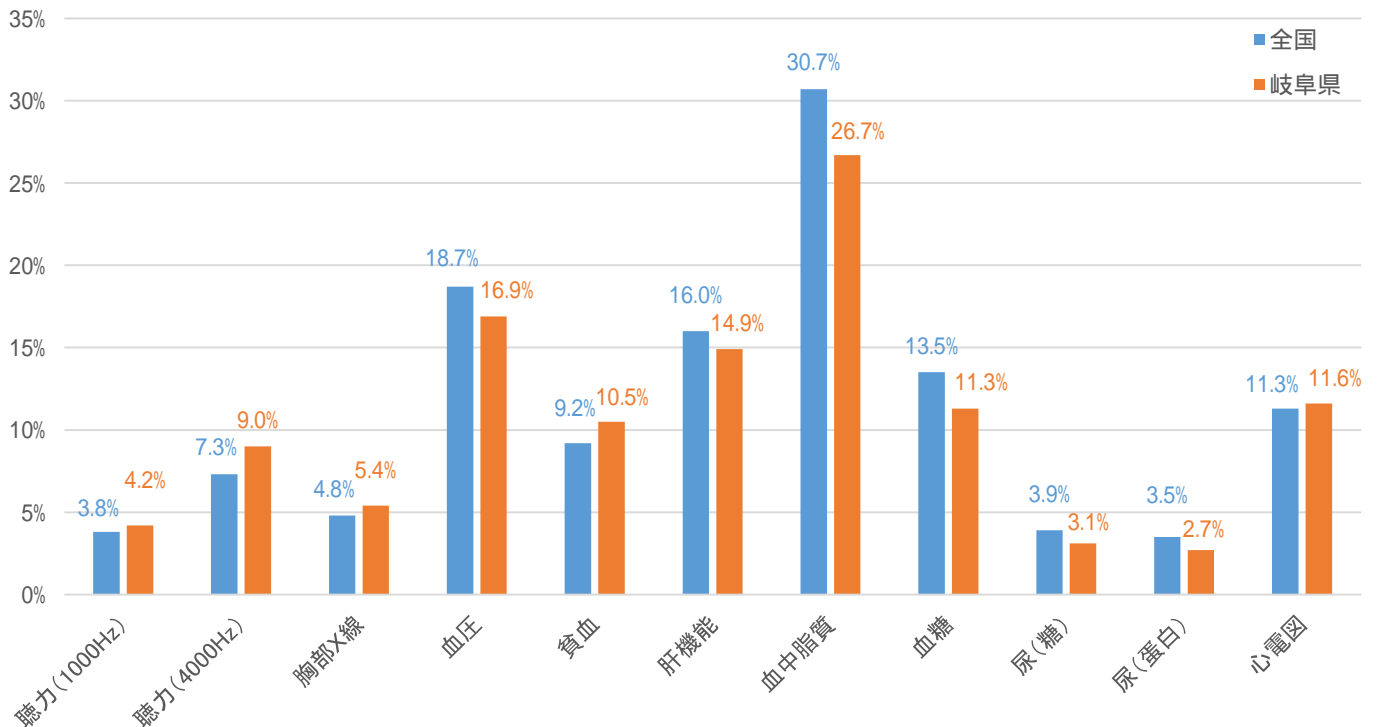
一般定期健康診断の有所見率の推移(平成28年～令和7年)

一般定期健康診断の有所見率は経年的に増加傾向であり、近年は全国平均を上回っています。



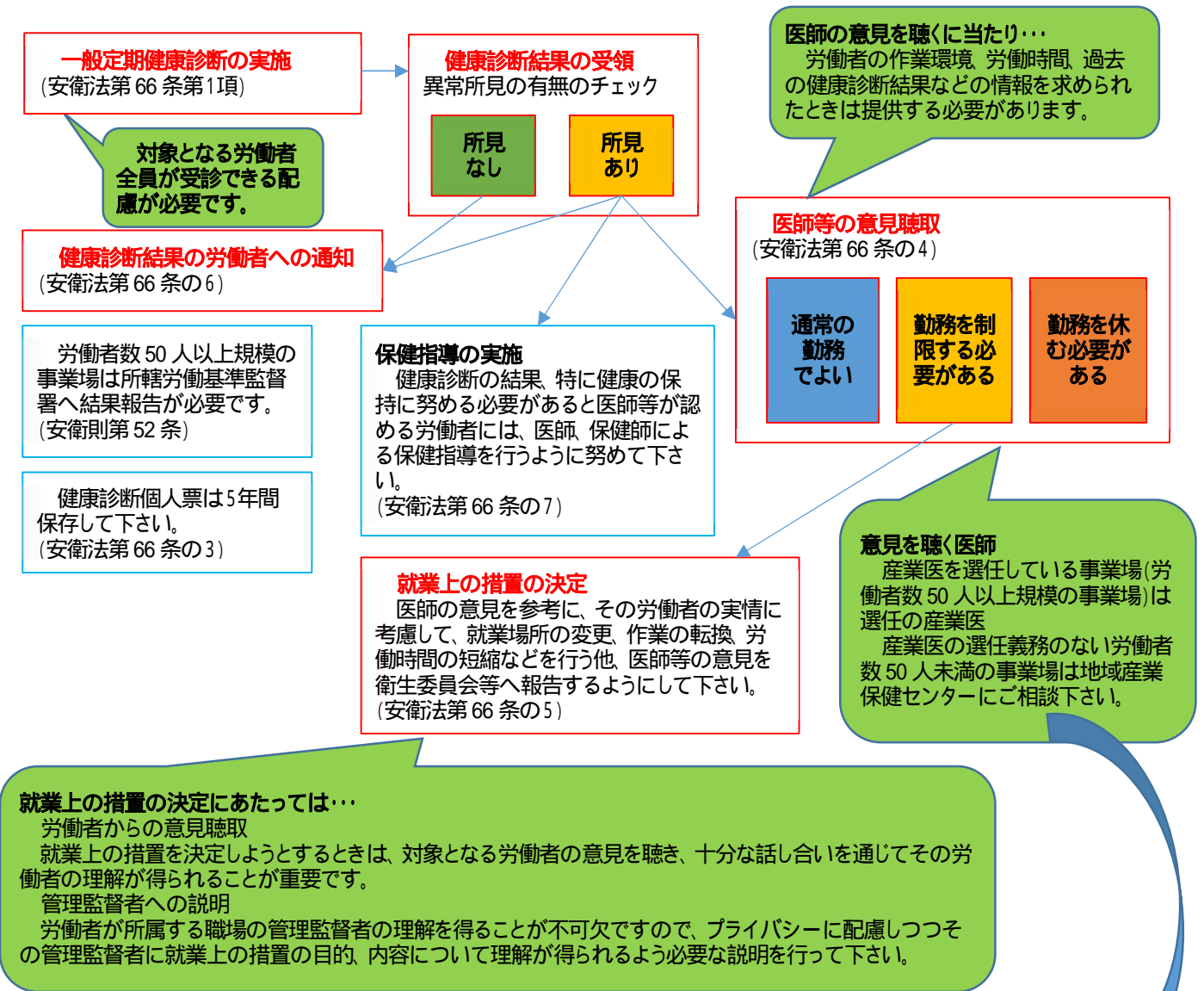
令和7年 検査項目別の有所見率

検査項目別にみると、「血中脂質」、「血圧」、「肝機能」、「心電図」、「血糖」の順で有所見率が高く、いずれも10%を超えています。また、「聴力」、「胸部X線」、「貧血」等は全国平均を上回っています。



定期健康診断は、実施後の適正なフォローが大切です。

6 一般定期健康診断の実施と事後措置の概要



岐阜県内の地域産業保健センターのご案内

地域産業保健センターでは、登録産業医・登録保健師等の専門スタッフを各事業場に派遣し、個々人の健康診断結果を基に保健指導を行います。また、ストレスチェックによる高ストレス者や長時間労働者に対する保健指導も行います。

名称	電話番号	所在地
岐阜地域産業保健センター	058-255-0373	岐阜市青柳町5-4 岐阜市医師会館内
西濃地域産業保健センター	0584-88-1588	大垣市新田町1-8 大垣市医師会内
飛騨地域産業保健センター	0577-35-3218	高山市天満町4-70 ア・ラックスビル2階
東濃地域産業保健センター	0572-56-1200	土岐市土岐ヶ丘2-12-1 東濃労働基準協会内
中濃地域産業保健センター	0575-24-8219	関市平和通6-11-1 ワークプラザ関内
恵那地域産業保健センター	0573-68-8153	中津川市茄子川1683-180 恵那医師会館内
郡上地域産業保健センター	0575-65-5908	郡上市八幡町小野3-2-13 明鳳ビル

岐阜産業保健総合支援センターのご案内

岐阜産業保健総合支援センターでは、「ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策」や「治療と仕事の両立支援」の導入等に取り組む事業場に専門スタッフを派遣し、事業場のニーズに合わせた支援を行っています。また、労働衛生管理等に関する研修も実施していますので、是非ご利用ください。

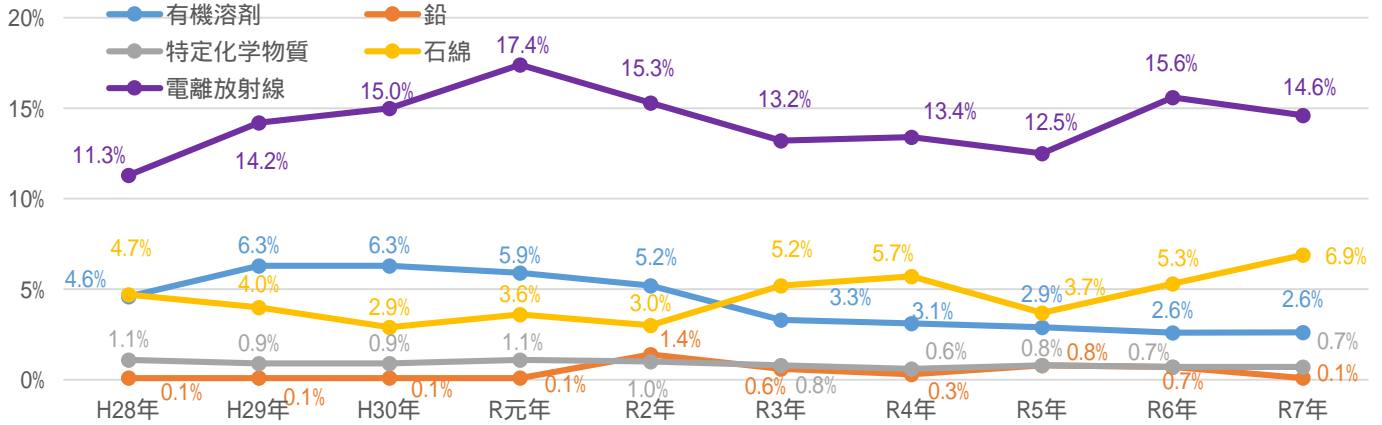
岐阜産業保健総合支援センター (TEL:058-263-2311・FAX:058-263-2366)

〒500-8844 岐阜市吉野町6-16 岐阜スカイウォールビルディング

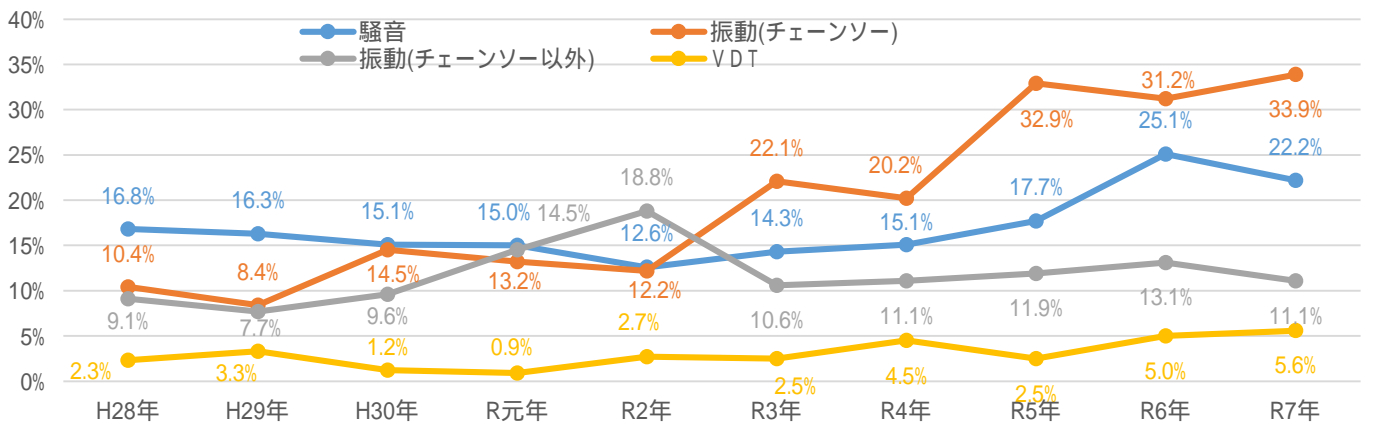
7 特殊健康診断実施結果

法定特殊健康診断の有所見率を見ると、有機溶剤、特定化学物質は横ばい、電離放射線は減少、鉛、石綿は上昇しました。また、指導勧奨に基づく特殊健康診断は、振動(チェーンソー)、VDTで増加しました。じん肺の有所見率は1.0%を下回っています。

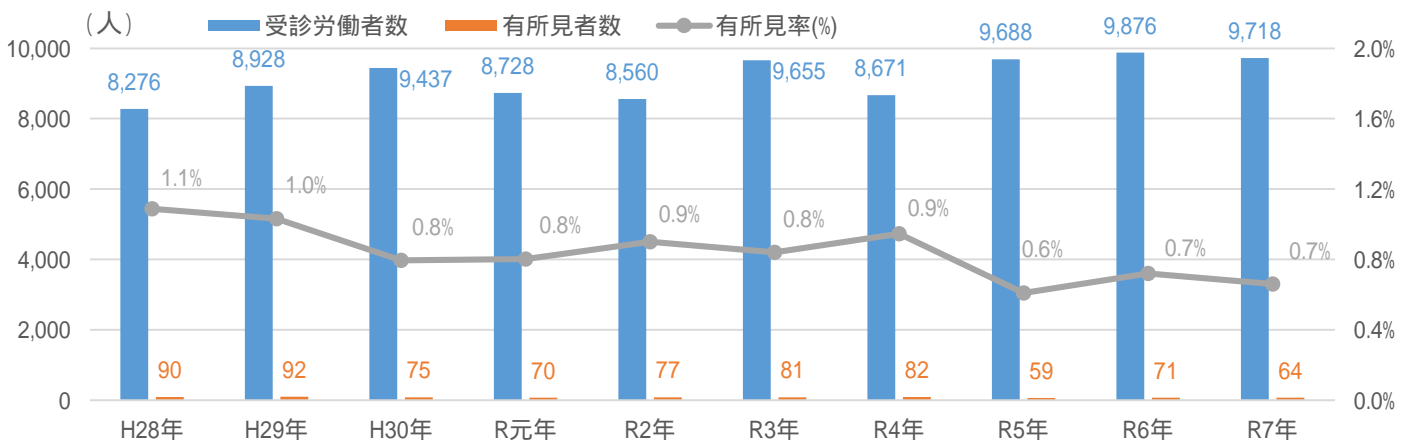
法定特殊健康診断の有所見率の推移(平成28年～令和7年)



指導勧奨に基づく特殊健康診断の有所見率の推移(平成28年～令和7年)



じん肺健康診断受診者数・有所見率の推移(平成28年～令和7年)



健康管理手帳について

粉じん作業、石綿の取り扱いの業務など、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務に従事したことがあり、エックス線写真で異常が発見される等の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に、都道府県労働局長に申請し審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関において、定められた項目についての健康診断を、決まった時期に無料で受けることができます。

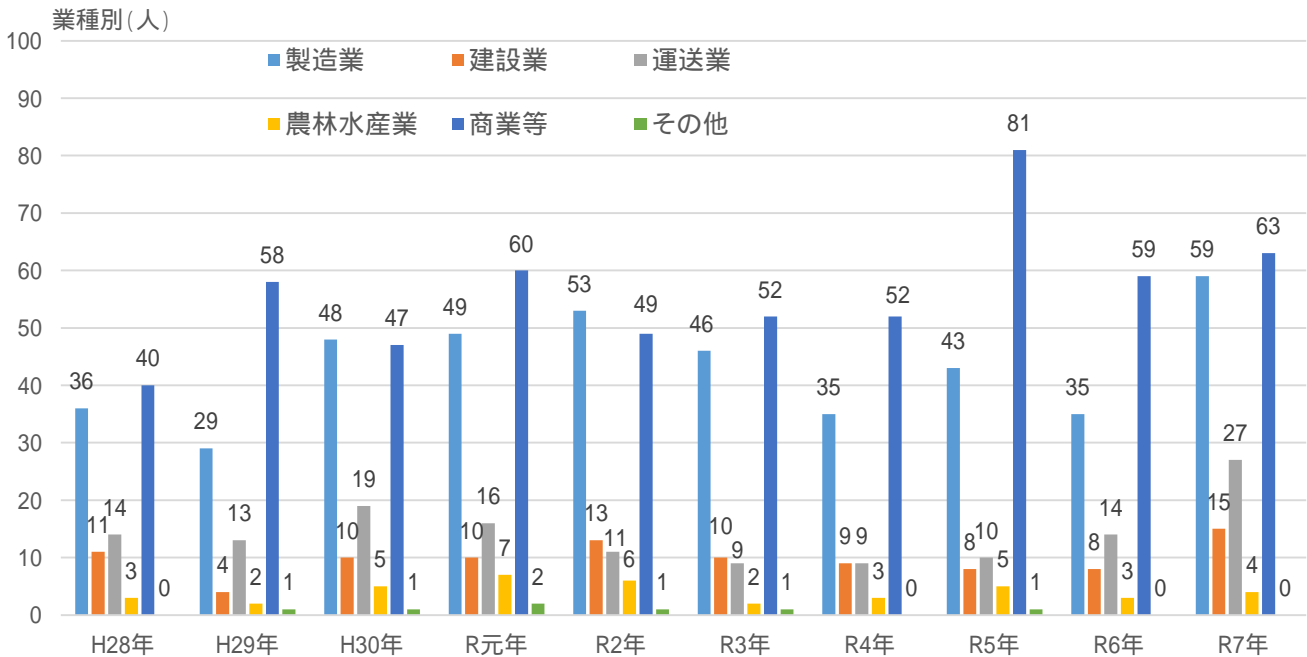
厚生労働省 健康管理手帳

検索

8 業務上疾病の発生状況(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)

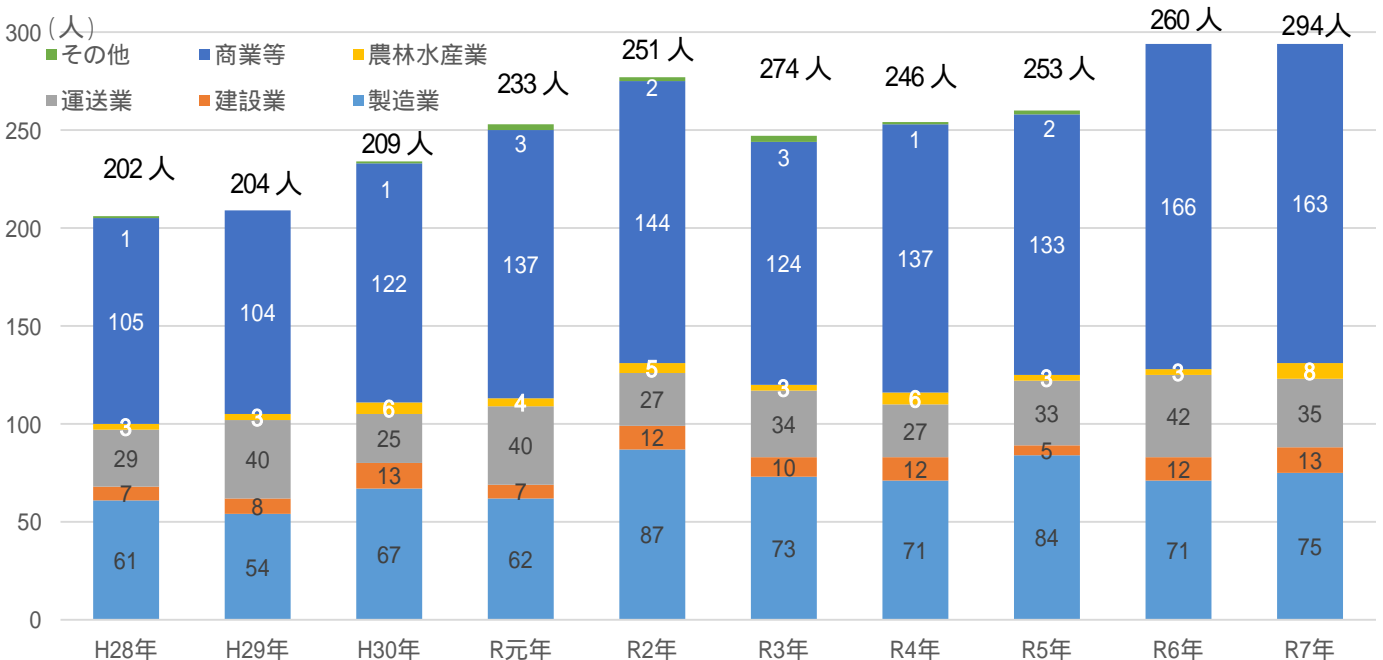
休業4日以上の業務上疾病は、令和7年に過去最多となりました。業種別に見ると製造業、商業等で多く発生しています。

業種別の休業4日以上の業務上疾病発生状況の推移(平成28年～令和7年)



業種別の休業4日以上の腰痛等災害発生状況の推移(平成28年～令和7年)

事故の型が、「動作の反動・無理な動作」のもの



腰痛予防対策指針について

今後労働者の高齢化が進んでいくことを考慮すると、さらに増加することが予想されます。腰痛を発症させる重筋作業を軽減するための設備の導入や、作業方法の改善等を検討して下さい。

なお、腰痛予防対策の詳細については「職場における腰痛予防対策指針」をご覧ください。

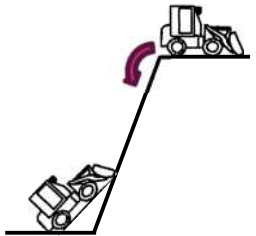


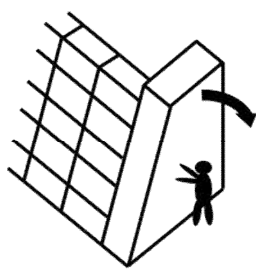
厚生労働省 腰痛予防対策指針


検索




9 令和7年 死亡災害事例

災害の内容は、同種災害防止の見地等から編集を加えています。

業種	職種	年齢層	災害発生概要	略図
			再発防止対策例	
墜落・転落				
その他の土木工事業	土木従事者	60代	林道上の土砂及び落石の除去作業中、被災者が運転していたトラクター・ショベルの後輪が脱輪し、約15m下の河川に転落した。	
			同種災害を防止するための対策例 ・重機作業で路肩に近づく場合は、誘導者を配置すること。 ・作業場所の広さ等に応じて、適切な重機を使用すること。	
石灰製品製造業・石油製品製造業	作業員・技能者	70代	被災者は骨材サイロ建屋内において設備の保守点検業務を行っていた。別の作業員がサイロ内の骨材の残量確認のため点検口をのぞき込んだ時に、サイロ内にヘルメットがあることに気づき、再度サイロ内を確認したところ、サイロのピット内で被災者を発見した。	
			同種災害を防止するための対策例 墜落の危険性のある作業を行わせる場合には、墜落制止用器具を準備し、作業員が適切に使用するように教育を徹底すること。	
その他の土石製品製造業	作業員・技能者	50代	積載形トラッククレーン(吊り上げ荷重2.9t)の荷台に積まれた鉄製パレットの荷下ろし作業中、なんらかの理由により荷台から地面に墜落した。	
			同種災害を防止するための対策例 適切な昇降設備を使用し、荷台の上ではヘルメットを着用して作業を行うこと。	
崩壊、倒壊				
河川土木工事業	土木従事者	50代	河川護岸工事のブロック積み施工中、端部に高さ3mの小口止めを既製品とコンクリート打設により設置し、コンクリート型枠を解体していたところ、小口止めが倒れて下敷きになった。	
			同種災害を防止するための対策例 ・設計段階で、安全な施工ができるように、小口止めの倒壊防止対策を考慮した施工方法を検討すること。 ・安全な作業方法を定め、作業員に周知・徹底すること。	

激突され			
産業廃棄物処理業	作業者・技能者	50代	被災者がダンプトラックを駐車場に停車させようとした際に、ダンプトラックが逸走して、斜面を下り落ち、約1.5m下の道路上に停車してあったドラグショベルに激突した。被災者はダンプトラックの右前輪付近で倒れている状態で発見された。
			同種災害を防止するための対策例 ・車両を駐車場に停車する際のルールを設けること。 ・駐車場にラインを引く等、駐車箇所の明示に努めること。
			

はさまれ・巻き込まれ			
機械器具製造業	管理者	70代	被災者は駐車場に社用車を駐車した際に、車止めよりも手前で停車し、車両から降り、車両の後方を確認していたところ車両が動き、駐車場の壁と車両にはさまれた。
			同種災害を防止するための対策例 自動車から降りる際には、シフトをパーキングに入れ、サイドブレーキを確実にかけること。
			

令和7年の死亡災害は複数の事例で下記の共通点が見られました。

【共通点】

- 屋外で発生
- 一人で作業
- 建設機械、トラック、乗物を使用
- 被災者の年齢が50歳以上

【問題点】

目撃者がいない場合等、災害の発生状況を把握するのが困難であり、再発防止対策が見えづらい。

安全管理者等の管理者のみではなく、労働者の安全に対する意識の高揚を行うため、安全管理活動を労使一体となって進めましょう。

災害事例に学ぼう

「職場のあんぜんサイト」には、多くの様々な災害事例が掲載されており、業種、事故の型、起因物、任意のキーワードで検索することが出来ます。「自分が経験したヒヤリハット事例と、ほとんど同じケースで死亡災害が発生していた」と、自らの経験が危険な行為であったことに気づかされることもあります。安全教育の教材としてご活用下さい。

職場のあんぜんサイト 災害事例 [検索](#)

10 職場の安全衛生管理活動について

全員参加の安全衛生活動が重要です

快適で働きやすく、安全・安心な職場を実現するには、安全衛生関係の法令を遵守するだけでは不十分です。適切な安全衛生管理体制の下で、作業員・管理監督者等全員が労働災害防止活動に積極的に取り組んでいくことが重要です。

以下に示す安全衛生活動は、現場に潜在する危険要因等の諸問題を自らの問題と捉えて認識し、解決に導こうとするものです。

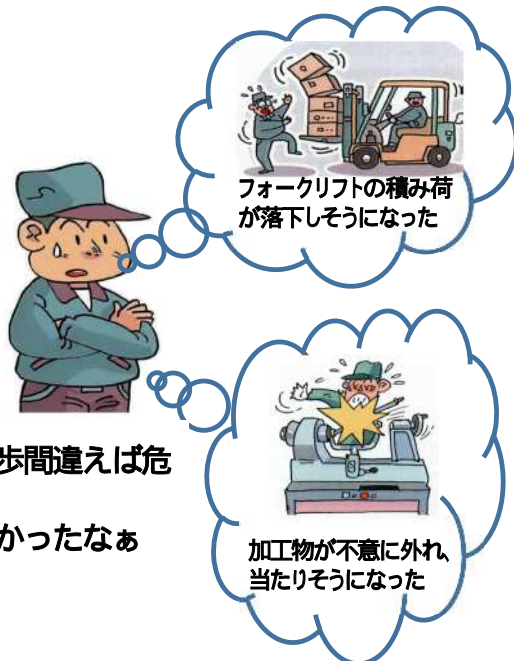


1 「ヒヤリ・ハット報告活動」について

「構内で走行中のフォークリフトと接触しそうになった」「荷物を持って歩行していたら床面に躓いて転倒しそうになった」等、ヒヤリとしたことやハッと気づいて肝を冷やしたことは、誰もが経験しているのではないのでしょうか。その時は災害に至らなかったとしても、次はどうなるかわかりません。

ヒヤリ・ハット報告活動とは、このようなヒヤリとしたこと等を危険情報として記録し、活用につなげる安全衛生活動です。ヒヤリ・ハット報告の中には、大きな災害に繋がりがかねない重大な問題が隠されていることも少なくありません。こうした報告を見逃すことなく、速やかに適切な対応を講じることで災害を未然に防ぐことが出来ます。

なお、重大なヒヤリ・ハット報告は、他工場・同業他社からの災害事例とともに、リスクアセスメントの「危険性又は有害性の特定」を行う際の貴重な情報となります。



一歩間違えば危
なかつたなあ

2 「4S活動」について

4Sとは「整理・整頓・清掃・清潔」の頭文字をとったもので、それぞれの意味は右図のとおりです。4Sに躑(しつけ)を加えて5S活動として実施している事業場もあります。

4S活動を定着させることによって、労働災害の発生要因を未然に見つけ出すこと等の安全面の効果が期待できるとともに、作業効率の向上、誤操作・誤動作の減少、モラルや品質・環境面の水準の向上等により、生産性の向上も期待できます。4S活動は、「全員参加」が基本ですが、まずは責任分担を明らかにしましょう。4S、すなわち「整理・整頓・清掃・清潔」のそれぞれについて、対象場所を、だれが、いつ、どのように実施するのか明文化するところから始めましょう。

実施グループごとの対象場所を示すものとして、4Sマップを作りましょう。4Sマップに空白の場所が無いように状況を詳細に確認し、大くりのものにならないようきめ細かく作りましょう。

また、管理監督者が先頭に立ち、他の模範となることも大切なポイントです。監督者の机の上や作業場所の周辺が汚れていれば、4Sの指導をしても誰も付いてきません。

4Sとは?

整理: 必要な物と不要な物を分けて、不要な物を処分する。

整頓: 必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で配置、収納する。

清掃: 身の回りをきれいにし、作業場のゴミ・汚れ等を取り除く。

清潔: 整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持する。

3 「危険の見える化」について

危険の見える化とは、職場の危険を従業員全員で共有するために可視化(=見える化)することです。KY活動等で見つけた危険箇所、ポイントを解りやすく示したステッカー等を貼り付けることで注意を喚起しましょう。墜落や衝突等のおそれのある箇所が解っていれば、慎重な行動に繋がります、事故を回避することが出来ます。

4 「危険予知活動(KYK)」について

危険予知活動(K:キケン、Y:ヨチ、K:カッドウ)とは、現場で作業を開始する前に、その作業に伴う危険に関する情報をお互いに出し合って共有化し、危険のポイントと行動目標を定め、作業の要所で「指差し呼称」を行って安全を確認し合うもので、ヒューマンエラーによる事故を防止するために非常に有効な手段です。

11 墜落災害の防止について

大きな被害を招く墜落災害

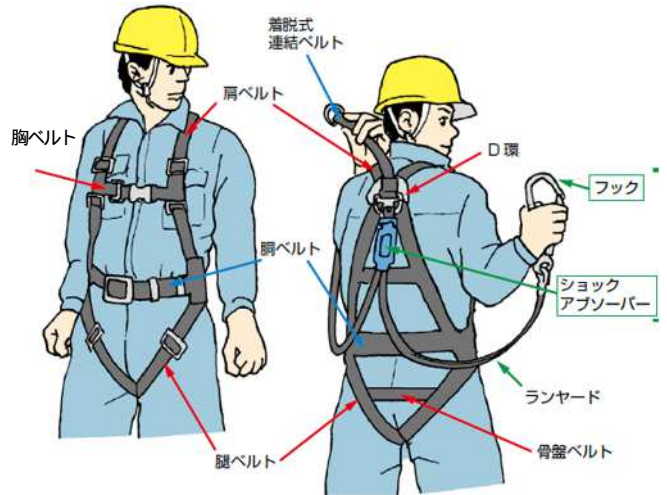
岐阜県内の全産業における令和7年の労働災害による死亡者数は6人で、そのうち、事故の型が「墜落・転落」によるものは3人でした。「墜落・転落」は経年的には建設業、製造業で多い事故の型ですが、運送業、農業、小売業等の業種でも発生しています。

高さが2m以上となる場所で作業を行う場合には、墜落災害を防止するために作業床の設置、墜落制止用器具の使用(安衛則518条)、囲いの設置(同519条)等の対策を行う必要があります。なお、高所での作業時間が短時間であっても、確実に墜落防止措置を講じることが必要です。

特に、建設業では、高所となる作業場所が数多く存在し、作業の進捗状況によって刻々と状況が変わっていくことが少なくありません。工事計画を策定する際に、墜落災害防止対策をどのように行うのかあらかじめ盛り込んでおくことが重要です。

墜落災害と聞くと、高所での発生をイメージされるかもしれませんが、実際には脚立上等の1mに満たないような場所においても発生しています。「1mは一命取る」とも言われているように、高さを「甘く見ない」ことが重要です。

また、建設業以外でも、身近な用具である脚立やはしごを使用することがありますが、以下のポイントを踏まえて安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用する必要があります。



はしごの安全な使用のポイント

はしごの上部・下部の固定状況を確認して下さい。
(固定できない場合、別の者が下で支える)。
足元に、滑り止め(転位防止措置)をして下さい。
はしごの上端を上端床から60cm以上突出させて下さい。
はしごの立て掛け角度は75°程度として下さい。
墜落した時に頭部を保護するため、ヘルメットの着用が有効です。

脚立の安全な使用のポイント

不安定になるので天板の上で作業をしないで下さい。
天板から2段目以下の踏みさんを使用して下さい。
凸凹した場所や傾斜のある場所では使用しないで下さい。
身を乗り出したり、頭の真上での作業はしないで下さい。
墜落した時に頭部を保護するため、ヘルメットの着用が有効です。



出典:「シリーズ・ここが危ない高所作業」
中央労働災害防止協会

「はしごを使う前に」、「脚立を使う前に」のリーフレットも参考にしてください。



足場からの墜落防止措置が強化されています！



1. 幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります(R6.4.1 施行)。
2. 事業者及び注文者が足場の点検(つり足場を含む。)を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります(R5.10.1 施行)。
3. 足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります(R5.10.1 施行)。

12 転倒災害の防止について

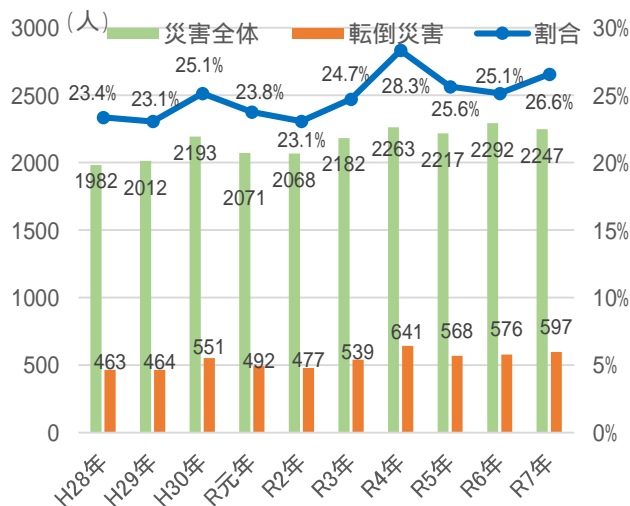
1 減少しない転倒災害

岐阜県内の過去 10 年間における「転倒」災害を見ると、その数は増加傾向にあります。発生割合も平成 28 年以降は 2 割を超えており、最も多い事故の型となります。また、業種別では、商業等による発生が業種全体の 6 割を占め、最も多くなっています。

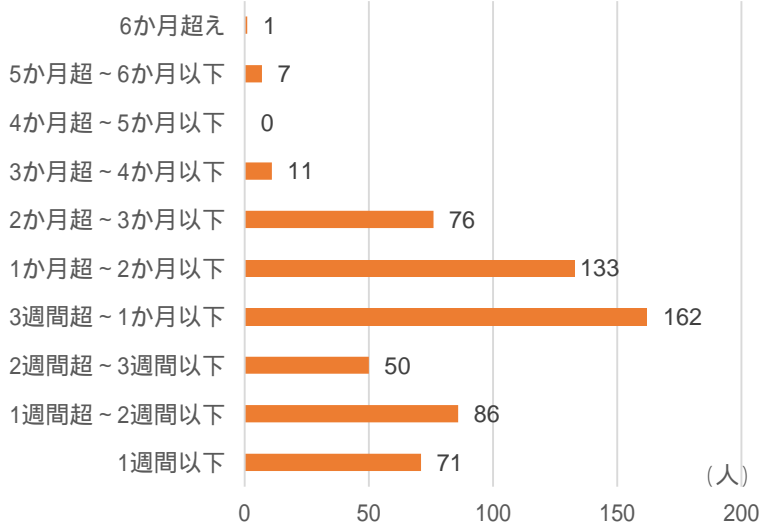
令和 7 年の転倒災害による休業見込日数の割合は「3 週間超～1 か月以下」が 162 人と最も高く、「1 か月超～2 か月以下」と合わせると全体の約 5 割を占めています。多くの職場では、人手が充足していない状況にあると考えられますが、転倒災害で労働者が休業し、さらなる人手不足となれば、焦り、慌て等で一層災害発生リスクが高まる懸念があります。

また、今後、労働者の高齢化が一層進行していくことは事実であることから、あらゆる職場において、転倒災害防止対策を講じることは極めて重要となってきています。

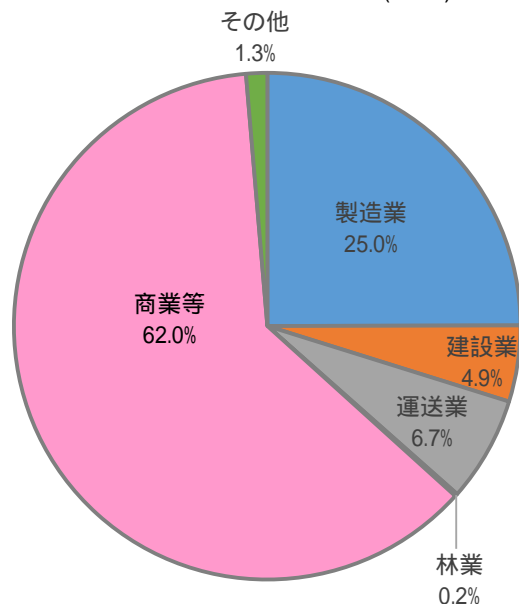
岐阜県内の転倒災害の推移 (過去 10 年)



休業見込日数別転倒災害発生状況 (R7年)



業種別転倒災害発生状況 (R7年)



2 転倒災害防止対策

多くの職場で発生している転倒災害ですが、少しの工夫で防止することができます。まずは、次の対策について検討してみてください。

- 作業通路における段差や凸凹、突起物、継ぎ目等の解消
- 4S の徹底による床面の水・油・粉等の他、台車等障害物の除去
- 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- 危険個所の表示等の「危険の見える化」の推進
- 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- 定期的な職場点検、巡視の実施
- 転倒予防体操の励行



すべり注意



つまずき注意



踏み外し注意

3 靴の選択も重要です

転倒災害を防止する上で、直接床に接する作業靴の選択は重要なポイントです。特に高齢労働者の場合は筋力、俊敏性、持久力などが低下しており、思わぬ所で転んで災害を被ってしまうことがあります。滑りにくい床面に改善するとともに、適切なものを選定しましょう。

転倒リスクをチェックしてみよう

「まだまだ元気」と思っている、意外に身体能力が低下していることがあります。そして、そうしたことが転倒災害の発生につながるケースも少なくありません。「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用し、自らの身体機能を適切に把握しましょう。

転倒等リスク評価セルフチェック票

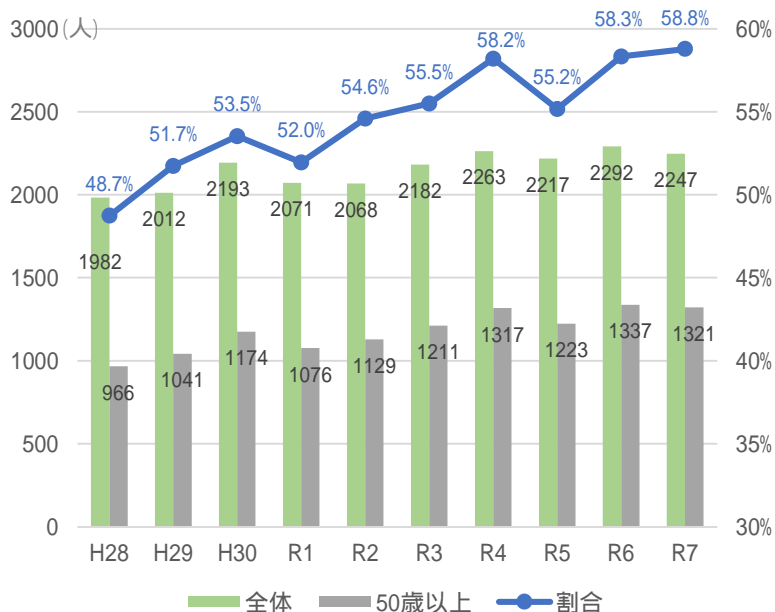
検索

13 高齢者の労働災害の防止について

1 被災者の約6割が50歳以上！

急速な高齢化社会が進む下、高齢者が被災する割合が急増しています。岐阜県内における令和7年の休業4日以上死傷者を見ると、労働災害全体のうち、50歳以上の高齢者が占める割合は58.8%と約6割を占めています。過去10年間を見ると、年により増減はあるものの、増加傾向にあり、近年は休業4日以上死傷者数が平成28年よりも約300名増加しています。高齢者は若年労働者よりも休業日数が長くなる等、災害の程度が重くなる傾向にあります。

このような背景のもとで高齢者雇用安定法の改正によって、65歳までの雇用確保(義務)に加え、70歳までの就業機会を確保する努力義務が設けられていることから、なお一層の安全対策の充実が求められています。



2 高齢者の労働災害防止のための指針(エイジフレンドリー指針)を策定

令和8年2月10日に高齢者の労働災害防止の指針が公示され、令和8年4月1日から適用されます。

1 安全衛生管理体制の確立等

(1)経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・経営トップが高齢者の労働災害防止に取り組む方針を示す。
- ・高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等で調査審議する。

(2)高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

- ・高齢者の身体機能等の低下等による労働災害のリスクを洗い出し、優先順位を決めた上で対策を行う。

2 職場環境の改善

- ・リスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入と高齢者の特性を考慮した作業管理を検討する。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- ・法令で定める健康診断を確実に実施し、高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施する。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じて就業上の措置を講じる。

5 安全衛生教育

(1)高齢者に対する教育

- ・法令に基づく教育等を確実に実施する。
- ・高齢者が経験の無い業務に従事する場合には丁寧な教育訓練を行う。

(2)管理監督者等に対する教育

- ・高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行う。

危険源の洗い出し
 リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しは「職場の安全サイト」に掲載されている事例を参考に出来ます。

[職場のあんぜんサイト](#) [検索](#)

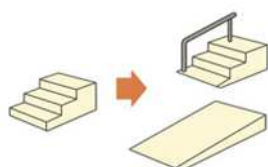
身体機能の低下は20~30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。

エイジフレンドリー補助金
 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導等の費用を補助します。

[エイジフレンドリー補助金](#) [検索](#)

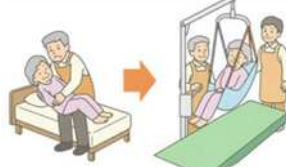
設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段



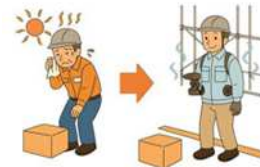
階段に手すりを設置
 段差からスロープに変更

足腰に負担のある移乗作業



リフトやスライディングボード等の導入

暑熱環境での作業



ファン付き作業服の導入
 (送風機付き作業服)

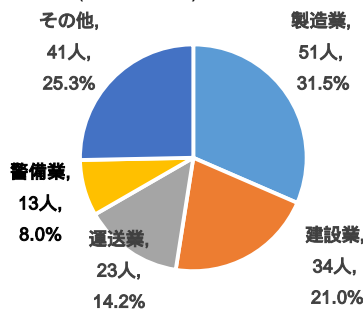
14 熱中症対策について

1 熱中症による死傷者数は増加傾向

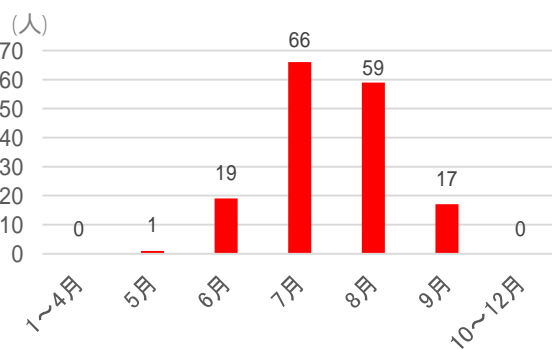
岐阜県内の過去 10 年間における熱中症による労働災害は 162 件発生しており、業種別では製造業が 51 件と最も多く、次いで建設業が 34 件、運送業が 23 人の順で発生し、これら 3 つの業種で熱中症災害全体の 6 割以上を占めています。また、熱中症による死亡災害は、直近では平成 30 年に発生しています。月別の熱中症災害発生状況をみると 7~8 月にかけて多く発生し、時間帯別では 11 時台が最も多く、次いで 13 時台と 14 時台に多く発生しています。

熱中症は、屋外作業が多い建設業や警備業等で発生していますが、製造業や運送業、商業等でも発生しており、屋内作業だからと油断はできません。発生した熱中症災害の中には、暑さ指数(WBGT 値)計を事業場で準備していないために、作業環境の把握や作業計画の変更ができなかった例、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、健康管理や教育を適切に実施していない例が見受けられます。

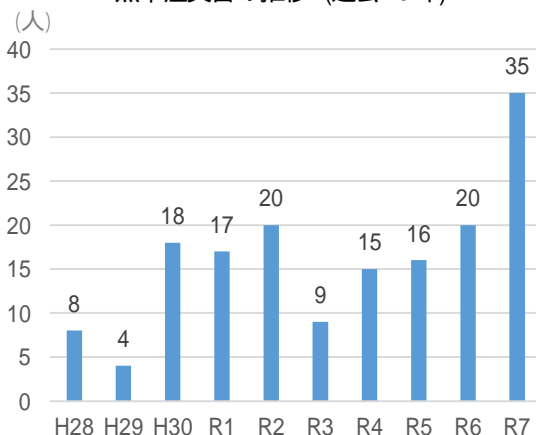
業種別熱中症災害発生状況 (過去 10 年)



月別熱中症災害発生状況 (過去 10 年)



熱中症災害の推移 (過去 10 年)



2 令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行

職場における熱中症は、死亡災害に至る割合が他の災害の 5 倍 ~ 6 倍であり、死亡災害において初期症状の放置、対応の遅れが指摘されています。

令和7年4月 15 日付けで労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行されています。改正内容は以下の 2 点です。

(1) 報告体制の整備

作業に従事する労働者が熱中症の自覚症状を有する場合及び作業に従事する労働者に熱中症が生じた疑いがあることを作業に従事する他の者が発見した場合にその旨を報告する体制を整備し、作業に従事する者に周知する。

(2) 措置の内容及び実施手順の作成

作業場ごとに作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせる等、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、作業に従事する者に周知する。

* 対象となる作業は

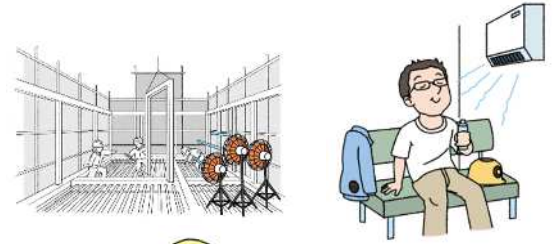
WBGT 値 28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業
です。

労働安全衛生規則の改正について





WBGT 値(暑さ指数)とは・・・
 WBGT 値とは、人体に与える影響の大きい湿度、日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標です。



3 熱中症予防対策

令和8年3月18日付で
「職場における熱中症防止のためのガイドライン」策定

- 1 労働衛生管理体制の確立等
 - (1)各種管理者等の選任と役割
 - ・衛生管理者、安全衛生推進者等を中心に熱中症防止に係る責任体制の確立を図る。
 - (2)作業手順・作業計画の策定
 - ・暑熱順化プログラム、WBGT値に応じた休憩時間の確保等を含める。
 - (3)報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知
 - ・熱中症の自覚症状がある場合等に報告をさせる体制の整備、作業からの離脱、身体冷却等の措置に関する手順を定め、関係者へ周知する。
- 2 作業環境管理
 - (1)WBGT値の低減
 - ・直射日光等を遮る設備の設置、散水の実施。
 - (2)休憩場所の整備等
 - ・作業場の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保する。なお、横臥できる広さを確保し、飲料水等を備え付ける。
- 3 作業管理
 - (1)作業時間の短縮等
 - ・単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する。
 - (2)暑熱順化
 - ・暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばす等の調整をし、熱への順化を行う。健康状態を確認しながら7日以上かけて実施する。
 - (3)プレクーリング
 - ・作業開始前に深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑える。
 - ・体表面を冷却、流動性の氷状飲料等を摂取して体内から冷却する。
 - (4)水分及び塩分の摂取
 - ・定期的な水分及び塩分の摂取、管理者による確認を行う。
 - (5)服装による身体冷却
 - ・作業服は透湿性及び通気性の良いものとし、直射日光下での帽子、ヘルメット等は通気性の良いものとする。
- 3 健康管理
 - (1)健康診断結果に基づく対応
 - ・健康診断結果により、作業者の健康状態をあらかじめ把握し、必要に応じて就業場所の変更、作業の転換等の措置を行う。
 - (2)日常の健康管理等
 - ・睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導する。
 - (3)作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認
 - ・作業開始前、作業中等に作業者の健康状態を確認する。また、入職1週間未満の作業従事者等の暑熱順化への状況に配慮する。
- 4 労働衛生教育
 - ・熱中症防止対策を的確に行うため、管理者、職長等(現場指揮者)、作業従事者に対し、熱中症に係る労働衛生教育を行う。教材は、下記の「職場における熱中症予防情報」のサイトに掲載されているもの等を活用する。
- 5 異常時の措置
 - ・周囲の作業従事者等は、本人に自覚症状が無い又は大丈夫との申し出があったとしても躊躇わずに、予め定められた担当者に連絡し、措置の実施手順に従って医療機関への搬送や救急隊の要請を行う。

WBGT 値を用いた熱中症予防のための行動指針	
危険	WBGT 値 31 以上 できる限り、風通しのよく涼しい場所に移動しましょう。 高齢者においては安静状態でも危険性が高くなります
嚴重警警戒	WBGT 値 28～31 熱中症の危険性が高いので、気温の上昇に注意しましょう。
警戒	WBGT 値 25～28 熱中症の危険性が増すので、激しい運動や作業をする際は、定期的に十分な休息を取り、水分を補給しましょう。
注意	WBGT 値 21～25 激しい運動や重労働時には熱中症が発生する危険性があります。 熱中症の兆候に注意しながら定期的に水分を補給しましょう。

職場における熱中症予防情報

熱中症の予防に向けては、暑い夏が始まる前段階から、設備や服装等の準備、教育の実施、熱への順化等、計画的に行うことが重要です。「職場における熱中症予防情報」のサイトにおいては、熱中症の防止のために必要な知識、対策等が掲載された資料、教育動画等が充実しておりますので、ご活用ください。また、令和8年度も5月から9月までをキャンペーン期間とした「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施しておりますので、熱中症の防止に取り組んでください。

15 交通労働災害の防止について

災害の程度が大きい交通事故

交通労働災害は、死亡災害の約2割を占め、岐阜県においても毎年のように発生し、令和6年においては交通事故による死亡災害が7件発生しました。業種別にみると自動車の運行が中心の業務である陸上貨物運送事業のみならず、商業、建設業等幅広い業種で発生しています。

また、積雪や凍結期等で多発する傾向にあり、状況に応じた対応が求められます。



車輦の損壊状況が、
事故の悲惨さを物語る！

ガイドラインに基づく取組を！

厚生労働省は交通労働災害の防止に向けて、各事業場において対応すべき下記事項をまとめたガイドラインを示しています。

交通労働災害防止のための管理体制等

適正な労働時間等管理・走行管理

教育の実施

交通労働災害防止の意識高揚

荷主・元請事業者による配慮

健康管理



交通労働災害防止ガイドライン

検索

新聞配達中の2輪車の災害が増えています！

「いつも通るところだから安心」「車はめったにこない」といった油断が悲惨な交通事故を招いています。みんなで話し合っ、ヒヤリハット事例等を記入した交通安全マップを作成しましょう。

ヘルメットの着用は当然のこととして、他の運転者からの視認性を高める「安全ベスト」を着用したり、前照灯の常時点灯等を心がけましょう。

危険箇所を
みんなで
書き込もう



16 荷役作業における労働災害の防止について

1 設備や作業に応じた対策が重要

交通労働災害と同様に、荷役作業も運送業特有の災害と思われがちですが、実際には物流を伴う製造業・商業等の多くの産業で発生しています。フォークリフト、ベルトコンベア、クレーン、テールゲートリフター等は、重筋作業を軽減してくれる便利なものですが、ひとたび使用方法を誤ると、大きな災害を発生させることとなります。事業場内に設置してある機械設備の管理状況や、運転者の資格等について確認するとともに、関係者に対する安全教育を徹底して下さい。

また、トラック荷台からの墜落・転落災害も多く発生していますが、令和5年10月1日から最大積載量2トン以上の貨物自動車については保護帽の着用が義務化されています。

その他、安全な通路の確保も重要なポイントです。状況を確認し、人と機械の通路を分ける、段差をなくす、必要な照度を確保するなど適切な対策を講じてください。

ヘルメットの着用は義務化



2 荷主の皆さまの協力が、災害防止に大きな効果を発揮します



多くのトラック運転者が荷役作業中に被災しており、その多くは荷主の事業場で発生しています。発生した災害の中には、「墜落防止措置が講じられない状況下での墜落」、「荷主事業場の担当者との意思疎通の不足による事故」、「フォークリフト等の荷主の機械が関係する災害」といったものが見受けられ、災害防止に向けて、荷主の方にご協力をいただくことが必要となっています。設備改善や協議の実施など、運送業者の災害防止に向けご協力をお願いします。

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されています！

労働安全衛生規則が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されています。

厚生労働省のホームページにリーフレット「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されています」が掲載されていますので、ご覧ください。

厚生労働省 テールゲートリフター 災害防止

検索

17 メンタルヘルス対策について

職場でのストレスが原因で精神障害を発病させる労働者が急増し、自殺者数も高止まりとなっている状況にあり、メンタルヘルス対策に関する取組は近年さらに重要度を増しています。メンタルヘルスケアの積極的な推進を図るためには、衛生委員会における十分な審議のもと「心の健康づくり計画」を作成し、関係者への教育や情報提供、「4つのケア」の推進、ストレスチェックの実施、メンタルヘルス不調への対応、職場復帰のための支援等の対策が円滑に行われることが必要です。

岐阜産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターでは、メンタルヘルス対策に関する支援活動を行っていますのでご利用下さい。

4つのケア

セルフケア

労働者自身によるケアです。労働者自身がストレス等による「いつもと違う自分」に早期に気付くことが重要です。そのためには労働者に対する教育・研修を実施することが重要です。

ラインによるケア

管理監督者が「いつもと違う部下」に早めに気付くことがポイントです。部下に対し日頃から声をかけ、数分でも毎日話を交わすことを心がけて下さい。そのために、管理監督者への教育・研修や情報提供に努めて下さい。

事業場内産業保健

スタッフ等によるケア

衛生管理者・保健師・産業医等は、セルフケアやラインによるケアが効果的に実施されるように、労働者や管理監督者に対する支援を行うことを心がけて下さい。

事業場外資源によるケア

メンタルヘルスケアを行う上では、より専門的な知識を有する各種の事業場外資源を活用することが有効です。産業保健総合支援センターなどを積極的に利用して下さい。

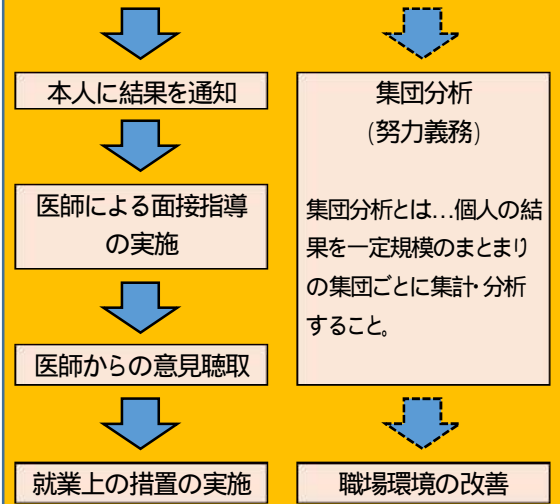
ストレスチェックの実施

ストレスチェックの目的は、

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと。
- ・集団分析等をストレスの原因となる職場環境の改善につなげること。

などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止することです。」

ストレスチェック(年1回)の実施



こころの耳のご案内

国が開設している働く人のためのポータルサイトです。メンタルヘルス対策にかかる様々な情報が掲載されています。

こころの耳

検索

18 事業場における治療と仕事の両立支援

令和8年4月1日から努力義務となります！

病気を抱える労働者の中には、働く意欲や能力があっても、所属事業場における治療と仕事の両立を可能にする体制が不十分なために、就労の継続や復職が困難になる場合も少なくありません。今後さらに高齢化が進んでいくことは明らかであり、治療と仕事の両立にかかる対応が求められています。

治療と仕事の両立支援にかかる相談は、岐阜産業保健総合支援センターや県内のがん診療連携拠点病院などで行っていますのでご利用下さい。

治療と仕事の両立支援ナビ

検索

～労働者のメリット～

- ・治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- ・治療を受けながらの仕事の継続
- ・安心感やモチベーションの向上
- ・収入を得ること
- ・働くことによる社会への貢献



両立支援対策は、労働者・事業者の双方にメリットをもたらします。

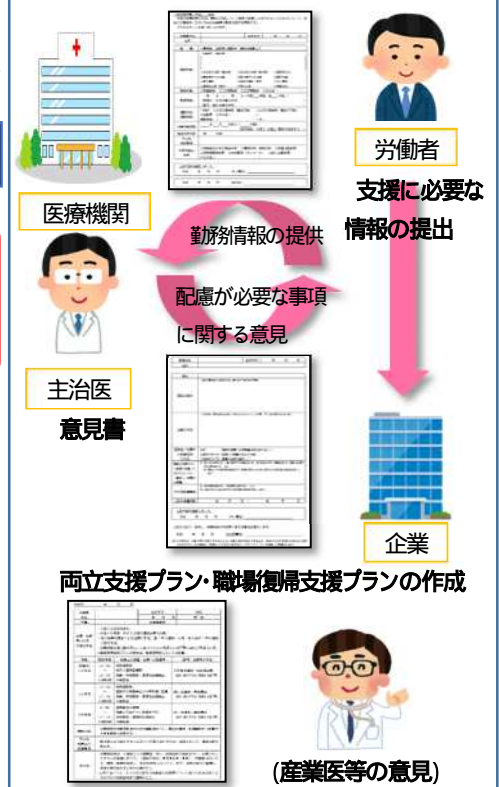


～事業者のメリット～

- ・労働者の「健康確保」の推進
- ・継続的な人材の確保
- ・労働者のモチベーションの向上による人材の定着及び生産性の向上
- ・「健康経営」の実現
- ・多様な人材の活用による組織や事業の活性化



両立支援の流れ



19 各種免許・技能講習等実施機関等名簿

1 免許

衛生管理者・クレーン運転士・ボイラー技士などの免許試験は、中部安全衛生技術センターで実施しています。詳細は同センターのホームページをご覧ください。

機関名	所在地	電話番号
(公財)安全衛生技術試験協会 中部安全衛生技術センター	愛知県東海市加木屋町丑寅海戸 51-5	0562-33-1161

2 技能講習等

岐阜労働局長から登録教習機関として登録を受けている機関は以下の通りです。詳細は各機関のホームページをご覧ください。また、一部の特別教育等についても実施しています。

岐阜労働局登録教習機関等(但し、学校教育機関を除く)

機関名	所在地	電話番号	実施している技能講習等の番号			
			作業主任者 技能講習	就業制限業務 技能講習	その他	
(公社)岐阜県労働基準協会連合会	岐阜市日置江 4-48	058-270-0380				
地区協会	(一社)岐阜労働基準協会	岐阜市東栄町3-4-3	058-246-0863			
	(一社)大垣労働基準協会	大垣市小野 4-35-10 大垣市情報工房 4F	0584-73-2272			
	(一社)飛騨地区労働基準協会連合会	高山市天満町 4-70 ア・ラックスビル 2F	0577-32-2453			
	東濃労働基準協会	土岐市土岐ヶ丘 2-12-1 ききょうの丘健診プラザ内	0572-56-1988	各地区協会では、連合会が行う講習のほか、各災害防止団体等が行う講習の申込受付を行っています(黄色で表示)。		
	中濃労働基準協会	関市平和通 6-11-1 ワーク・プラザ関	0575-24-1806			
	恵那労働基準協会	恵那市大井町 2087-276 恵那建設会館 2F	0573-26-1920			
	岐阜八幡労働基準協会	郡上市八幡町小野 3-2-13 明鳳ビル	0575-65-5908			
建設業労働災害防止協会 岐阜県支部	岐阜市藪田東 1-2-2 建設会館内	058-276-3743				
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岐阜県支部	岐阜市日置江 2648-2	058-279-3718				
林業・木材製造業労働災害防止協会 岐阜県支部	岐阜市六条江東 2-5-6	058-275-0192				
(一社)日本ボイラ協会 岐阜支部	岐阜市大黒町 3-1 コーポマルナガ 102 号室	058-201-1176				
(一社)日本クレーン協会 岐阜支部	瑞穂市牛牧 671-1	058-322-5820				
全建総連岐阜建設労働組合 県本部	岐阜市藪田南 3-9-5	058-274-3131				
岐阜県砕石工業組合	岐阜市六条南 2-12-13 ワピンビル 201	058-274-3847				
(公社)建設荷役車両安全技術協会 岐阜県支部	各務原市蘇原青雲町 5-34	058-382-5011				
(株)大原自動車学校	多治見市幸町 7-29-1	0572-27-2356				
加茂自動車(株) 加茂自動車学校	美濃加茂市前平町 3-45	0574-25-4155				
(有)日本ライン自動車学校	加茂郡坂祝町深萱 1301-3	0574-25-1122				
日東興産(株) 北方自動車学校	本巣市三橋字糸貫川通 1100	058-324-1215				
(株)中濃自動車学校	関市平賀字長峰 773	0575-22-2083				
コベルコ教習所(株) 岐阜教習センター	大垣市本今町 1720-5	0584-87-2551				
(有)東海第一自動車学校	岐阜市芥見 5-125	058-243-1521				
(株)日新 飛騨自動車学校	高山市松本町 1480-1	0577-35-1000				
(学)聖徳学園 聖徳自動車学園	岐阜市柳津町東瀬外 7570	058-387-4171				
(株)可児自動車学校	可児市久々利字番場 2100-2	0574-56-0001				

(株)那加クレーンセンター	各務原市那加新加納町 3771	058-389-2227			
(株)西濃自動車学校	海津市平田町今尾 600	0584-66-2450			
日本建機教室(株)	加茂郡白川町黒川 5061	0736-33-2830			
フレンズルック合同会社	各務原市那加日新町6丁目3番地	058-372-8935			
(株)鉞組 飛騨高山技能講習センター	高山市松之木町 1278 番地1	0577-62-8115			
(株)マジオワークシステム マジオワークライセンススクール大垣校	大垣市世安町3丁目16番地	0584-78-4107			

<p>【作業主任者技能講習】</p> <p>木材加工用機械 プレス機械 乾燥設備 地山の掘削及び土止め支保工 採石のための掘削 はい 型枠支保工の組立て等 足場の組立て等 建築物等の鉄骨の組立て等 木造建築物の組立て等 鋼橋架設等 コンクリート橋架設等 コンクリート造の工作物の解体等 有機溶剤 特定化学物質・四アルキル鉛等 鉛 酸素欠乏・硫化水素中毒危険 普通第一種圧力容器取扱 石綿 金属アーク溶接等</p> <p>【就業制限業務技能講習】</p> <p>ガス溶接 フォークリフト運転 ショベルローダー等運転 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用)運転 車両系建設機械(解体用)運転 不整地運搬車運転 高所作業車運転 ボイラー取扱 床上操作式クレーン運転 小型移動式クレーン運転 玉掛け</p> <p>【その他】</p> <p>ボイラー実技講習 クレーン運転実技講習 移動式クレーン運転実技講習 特定自主検査者資格取得研修 安全衛生推進者養成講習 衛生推進者養成講習 建築物石綿含有建材調査者講習 工作物石綿事前調査者講習</p>

20 作業環境測定実施機関名簿

粉じん作業や有機溶剤作業などの一定の有害な業務を行う作業場においては、定期的に作業環境測定を行う必要があります。岐阜労働局長から作業環境測定機関として登録を受けている機関は次のとおりです。

機関名	所在地	電話番号	測定種別
(一社)ぎふ総合健診センター	岐阜市日置江 4-47	058-279-3399	個
(一財)ききょうの丘健診プラザ	土岐市土岐ヶ丘 2-12-1	0572-56-0115	個
イピデンエンジニアリング(株)	大垣市神田町 2-1	0584-75-2301	個
メルコエアテクノロジー(株)	中津川市手賀野 3-1	0573-66-8256	
(株)環境測定センター	羽島郡弥南町上印食 3-178	058-247-2000	個
(株)東濃分析センター	瑞浪市陶町猿爪 968-1	0572-65-3087	
(株)富士清空分析センター	岐阜市加納新本町 2-23	058-271-8727	個
(株)総合保健センター	可児市川合 136-8	0574-63-7703	
アイ・ピー・エス・エル(有)	各務原市新鷺沼台 2-23	058-370-9687	
(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	岐阜市曙町 4-6	058-247-1300	個
中部放射線検査(株)	各務原市大野町 3-24-1	058-380-7007	
(株)岐阜県環境研究所	美濃市極楽寺 872-2	0575-29-7777	
エコ・アース・エンジニアリング(株)	岐阜市数島町 6-2-5	058-216-1199	

<p>(注)測定種別(作業環境測定法施行規則 別表):測定を行うことができる作業場</p> <p>特定粉じん作業を行う屋内作業場及び石綿(製剤を含む)を製造し、又は取り扱う屋内作業場 放射線物質取扱作業室 特定化学物質等(製剤を含む、ただし、及びに掲げるものを除く。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業 鉛業務を行う屋内作業及び、特定化学物質等のうち、ベリリウム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、五酸化バナジウム、三酸化砒素、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)若しくはマンガン及びその化合物(それぞれの製剤を含む。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業 有機溶剤を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場</p> <p>個 個人サンプリング法</p>

21 特定自主検査実施業者について

フォークリフト・車両系建設機械・動力プレス等の一定の機械設備については、定期的に特定自主検査を実施する必要があります。岐阜労働局長から登録検査業者としての登録を受けている検査業者は、岐阜労働局ホームページに掲載していますのでご覧ください。

22 安全衛生管理に関する自主点検について

自社の状況をきちんと確認

みんなが安心して働くことができる職場の実現に向けて、まずは足元の自分の職場の安全衛生をきちんと確保することが必要です。

そのために、職場の安全衛生管理状況について自主点検を行っていただくことをお奨めします。例えば、次のような点についてはどうですか。

- 安全衛生管理組織、各管理者等は適正か。
- 危険・有害業務にかかる有資格者(免許保持者・技能講習修了者等)はいるか。
- 危険な機械、有害な設備等の定期点検は行われているか。
- 健康診断、健康管理は適切に行われているか。
- 化学物質対策、作業環境測定は適正に行われているか。
- メンタルヘルス対策は適正に行われているか。 等々

「安全衛生自主点検・計画書」と 「自主点検の手引き」を活用しましょう！

岐阜労働局のホームページには、各事業場において、安全衛生にかかる取り組み状況等を再確認し、今後の安全衛生推進のための計画の策定に役立てることができる「安全衛生自主点検・計画書」、「自主点検の手引き」等を掲載しています。

自社の安全衛生にかかる取り組み状況を認識することで、取り組むべき課題が明らかになり、計画的に安全衛生活動に取り組むことができます。

岐阜労働局 安全衛生自主点検 [検索](#)

23 岐阜労働局・各労働基準監督署のご案内

安全衛生に関する疑問や相談は、岐阜労働局・各監督署へ

安全衛生に関する各種届出(労働者死傷病報告、各種健康診断結果報告、産業医・各種管理者等選任報告等)は、基本的に所在地を管轄する監督署にご提出いただくこととなります。

また、上記の安全衛生管理にかかる自主点検を行っていただき、「この業務にかかる資格は？」といった安全衛生にかかる疑問や不明な点があれば、お気軽に岐阜労働局、各監督署にご相談下さい。

令和7年1月1日から以下の手続きは電子申請！

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

労働基準局 電子申請 [検索](#)

名称	所在地	電話番号	管轄
岐阜労働局	〒500-8723 岐阜市金竜町 5-13	058-245-8103	岐阜県内
岐阜労働基準監督署	〒500 - 8157 岐阜市五坪 1-9-1	058-247-2369	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡 本巣郡
大垣労働基準監督署	〒503 - 0893 大垣市藤江町 1-1-1	0584-80-5081	大垣市、海津市、安八郡 不破郡 養老郡 揖斐郡
高山労働基準監督署	〒506-0009 高山市花岡町 3-6-6	0577-32-1180	高山市、下呂市、飛騨市、白川村
多治見労働基準監督署	〒507-0037 多治見市音羽町 5-39-1	0572-22-6382	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡
関労働基準監督署	〒501-3803 関市西本郷通 3-1-15	0575-22-3251	関市、美濃市、美濃加茂市、加茂郡
恵那労働基準監督署	〒509 - 7203 恵那市長島町正家 1-3-12	0573-26-2175	恵那市、中津川市
岐阜八幡労働基準監督署	〒501-4235 郡上市八幡町有坂 1209-2	0575-65-2101	郡上市